

就労総合支援センター

を
ご
利
用
く
だ
さ
い

若者・離職者・子育て世代の求職者の皆さんへ



福祉相談室、fぎやる

相談の様子

マザーズコーナー

就労総合支援センターとは

求職者が求めている相談内容は、就労問題に限らず、生活資金や教育資金など多岐にわたっています。が、これまでは、それぞれを別個に相談しなければなりませんでした。

そこで市は、昨年3月、フィナンセ東館1階に、職業紹介、就業相談、就労するまでの生活相談などをワンストップ（同じフロア）で対応できる「富士市就労総合支援センター」を開設しました。

開設して1年余りが経過し、相談者数は大幅にふえました。皆さん、ぜひご利用ください。

相談内容

①「マザーズコーナー（ハローワーク富士）」

☎(60)51000 ☎(60)51100

●若者・離職者・子育て世代の求職者の就職支援

職業相談、職業紹介、職業指導、職業情報提供 など

②「若者のためのキャリアデザイン支援室 fぎやる（富士市）」

☎・☎(32)69588

●若者のための就労就職相談
就職相談、面接対策、キャリア教育の促進 など

③「フィナンセ福祉相談室（富士市社会福祉協議会）」

☎(64)32994 ☎(64)90299

●子育て、生活困窮など福祉相談
生活相談・生活福祉資金貸付相談 など

※問い合わせは、相談内容に応じてそれぞれの連絡先へ。

場所／フィナンセ東館1階（本市場432-1）

開所時間／月～金曜日 8時30分～17時（土・日曜日、祝休日、年末年始は除く）

利子補給制度 を ご 利 用 く だ さ い

富士市勤労者教育資金利子補給制度

教育ローン

の利子を補給

勤労者やその家族の、教育費用の負担を軽減する制度です。

■利子補給期間／最初の5年以内（据置期間を除く）

■利子補給率／0・8%

■利子補給対象額／1人につき最高300万円

【利用できる人】（次の全てに該当する人）

○富士市に住民登録があり、引き続き1年以上居住している人（住民票の写しの提出が必要）

○市税を完納している人（市税完納証明書の提出が必要）

○本人またはその2親等以内の親族が、大学等（※）に進学するか現在大学等に在学している人

○前年の所得金額が1000万円以下の人（所得証明書等の提出が必要）

○ろうきんが指定する保証機関の保証が受けられる人で、ろうきん教育ローンの審査基準を満たしている人

※大学等：大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専門学校、6か月以上の外国留学など。

※その他必要書類などがあります。

富士市勤労者くらしの資金
利子補給制度

くらしの資金

借り入れ

の利子を補給

■利子補給期間／最初の5年以内

■利子補給率／1・0%

■利子補給対象額／1件につき最高200万円

※対象になる費用の条件及びその他必要書類などがあります。

利子補給の対象になる融資についてはこちら

静岡県労働金庫

富士ローンセンター

☎(52)83333

永田町2-36

（ろうきん富士支店2階）

◆月～金曜日

9～15時（水曜日は17～19時も受け付け）

◆土・日曜日（要予約）

9～12時、13～16時

※祝休日、年末年始は除く（そのほか、臨時休業あり）。